

ほうじん HIT

ひみ いみず たかおか

第127号
2026



蜃セリ風景



紅ズワイガニ



カニ給食

—contents—

特別座談会「署長年頭インタビュー」	2	納税功労表彰／税を考える週間講演会	12	中学生の「税についての作文」受賞者	17
第41回「法人会全国大会」高知大会	6	法人会活動報告	13	中学生の「税についての作文」入賞作品	18
全国青年の集い／全国女性フォーラム	7	法人会、青年・女性部会活動報告	14	国税の窓	20
令和8年度税制改正に関する提言(要約)	8	女性部会活動報告	15	税理士会だより	22
提言活動	11	絵はがきコンクール入賞作品	16	新会員紹介／高岡税務連絡協議会	23
				総会記念講演会ご案内／表紙説明	24

署長年頭インタビュー



出席者

高岡税務署長	小川 秀樹 様
広報委員長	北村 耕作
副委員長	土田 一清
//	西川 隆宏
広報委員	松村 泰隆
//	若野 歌子
//	姫野 裕一

北村： 本日は、小川署長にはご多用の中、公益社団法人高岡法人会の広報誌インタビューをお受けいただき、ありがとうございます。



広報委員会では、署長の人となりを会員に知りたいため、107号からインタビュー形式に取り組んでおり、小川署長にご協力をお願いした次第です。

今回のインタビューは、令和8年1月発行の「ほうじんHIT」127号に掲載

いたしますので、よろしくお願いします。

初めに、出身地、経歴等も含めて自己紹介をお願いします。

署長： 出身は、福井県敦賀市です。敦賀市は、一昨年3月に北陸新幹線が敦賀まで延伸され、全国でも特に東京駅でも「敦賀」の文字も見かけるようになり、“つるが”と読んでもらえるようになったと思っています。

敦賀は、福井県のほぼ中央、嶺南地方と嶺北地方の境に位置し、南は滋賀県と接しており、昔は、港と歴史と鉄道の町として栄えたところです。

港では、江戸時代に北前船が出航して、北陸の米や関西地方や琉球王国向けの北海道産のニシンや昆布など主要な物産が運ばれ、後に鉄道の開通により発展していきました。



今でも敦賀は「おぼろ昆布」の一大産地となっています。

鉄道は、日本では新橋・横浜間が最初に開通しましたが、敦賀港から長浜駅も全国でも早い時期に開通しており、1912年には新橋駅に繋がり、敦賀港からロシ

ア帝国（当時）のウラジオストクへの定期航路が運行され、船で列車を運んで、シベリア鉄道経由で西ヨーロッパ各国まで半月で結んでいたというような鉄道の街でもあります。

歴史としては、織田信長が越前の朝倉氏を攻撃しようと敦賀の金ヶ崎城を落城させたところで、同盟関係にあった浅井長政に裏切られ、決死の撤退戦を強いられた「金ヶ崎の退き口」において、窮地を救った明智光秀・豊臣秀吉の殿（しんがり）の地としても知られています。

また、戦国時代の武将として「義の武将」の名で親しまれる大谷吉継は、敦賀城主として11年間も治世を行いました。関ヶ原の戦いで石田三成との友情を貫いた美談で有名です。

他には、越前の国一ノ宮と定められた日本の三大鳥居としても有名な氣比（けひ）神宮（広島県嚴島神社、奈良県春日大社）、日本三大松原としても有名な

気比松原(けひのまつばら) (佐賀県唐津市の虹の松原、静岡市の三保の松原) があります。

経歴は、昭和61年4月に金沢国税局に採用となり、税務大学校名古屋研修所で1年間勉強して、福井税務署の所得税部門(現在の個人課税部門)へ配属され、主に福井県の税務署や金沢国税局を中心に勤務し、その間、国税庁、東京や大阪国税局管内の税務署にも勤務し、金沢国税局会計課勤務ののち昨年7月に高岡税務署長を拝命しました。

この間、主に、個人課税事務の調査事務や総務事務に携わりました。

土田： 主に福井県の税務署や金沢国税局を中心勤務とおっしゃられましたが、富山県内の勤務経験は初めてですか。

署長： 仕事の出張で高岡税務署には何度か來た事はありますが、高岡税務署勤務はもとより富山県内の税務署の勤務が初めてとなります。

土田： 今回、高岡税務署に着任されての第一印象、抱負などをお聞かせいただけたらありがとうございます。

署長： 抱負と高岡市の印象の2つに分けて、お話させていただきます。

抱負としては、着任して、職員に2つお願いしたことがあります。

1つ目は、職員全員が明るく風通しがよく、職員誰もが気兼ねなく意見を言い合える職場環境の醸成に努めることをお願いしました。好きなことを言えないと職員一人一人の能力が発揮できないと思いますので、そういう職場環境を醸成したいと思っております。

2つ目は、職員全員が参加意識とチャレンジ精神をもって、目標に全力で取り組むようお願いしました。せっかく高岡税務署に赴任したので、やりがいを持って全力で取り組んでいけるような目標を見つけて、1年間取り組んでほしいと言っております。

職員一人一人の持てる能力を十分に発揮できる職場をつくることが署長の重要な責務であると考えております。

また、皆様の会社もそうだと思いますが、高岡税務署も、若手職員が多く若手職員が積極的に取り組んでいかないといけないと思います。

育児中や介護中の職員も多くいますので、ワーク

ライフバランスにも取り組むなど職員一人一人の多様性を尊重し、チームワークで高いパフォーマンスを発揮できる職場環境を醸成していきたいと考えております。

高岡市の印象としては、私は、敦賀から新幹線で新高岡駅まで来て、城端線に乗って高岡駅で降り、税務署まで通勤しているのですが、高岡駅も新高岡駅も綺麗で解放感もあり、駅に降りると前田利長の兜を模した高岡大兜やドラえもんが出迎えてくれるなどわくわくする気持ちになります。

また、高岡には、国宝のお寺や高岡大仏など歴史的な名所旧跡、まだ拝見していませんが高岡御車山祭などの伝統行事、食文化も多彩で海の幸や氷見うどんなども人気で、更には、高岡銅器などの伝統工芸なども盛んであり素敵な地域だと感じております。

西川： 署長さんは、昭和61年4月に金沢国税局に採用になってから長年経験を積んでおられますか、これまでの勤務で一番印象に残っている仕事は何ですか。

署長： 印象に残っている仕事としては2つあります。

一つは、初めて個人の事業主の方を対象にした調査部門に配属された1年目の経験が印象に残っています。

当時、応対する納税者の方々は、私よりも人生経験も豊富でご自身のご商売に精通され成功されてきた方々であり、質問検査権の行使や行政指導を行うなどの事務を遂行するにあたり日々緊張の連続だったことや、税務職員として1年生ですからたくさんの失敗や苦い経験も記憶に残っており、特に印象に残っています。

また、当時の税務職員の年齢構成も経験豊富な年配の上司や先輩方がたくさん配属されており失敗の度によく怒られ、落ち込んだりしたことを記憶しております。

しかし、その後は、年齢の近いお兄さん的な先輩方にたくさん飲みに連れて行っていただいたり遊びに連れて行っていただいたりと楽しかった思い出もあります。(ただ、飲み会や遊びの場でも社会人としてのルールを厳しく指導いただくなど辛かった飲み会もありましたが。)



もう一つは、東京の霞が関にある国税庁本庁に勤務した経験です。

やはり、同じ国税の職場であっても職務内容が全く違いました。

税務署では、調査徴収事務の執行が主な職務内容ですが、国税庁本庁では、国税庁の予算の確保などの大蔵省（現財務省）主計局や人事院への折衝、税制改正に伴う省令や通達等の改正、国会対応などもあり、年末になると徹夜になるとしばしばありました。今となっては、国税庁本庁でしかできない得難い経験や各国税局に知り合いもたくさんでき、貴重な経験をさせていただいたと思っています。

姫野：人生観、信念、座右の銘などございましたらお願いします。

署長：座右の銘といったものは、特にありませんが、好きな言葉は、連合艦隊司令長官の山本五十六氏の言葉が好きです。特

に、好きなのが「男の修行」ですが、今の時代、男女といった概念ではなく、「人生の修行」という言葉に置き換えて信念としています。

私も税務職員となって約40年近くになりますが、楽しいばかりではなく、嫌なことや辞めたいと思うこともあります。今の若い人はすぐ辞めてしまうかもしれません、私は、この言葉を思い出し、辛抱し、努力してここまで勤めてこれたと思っています。

やはり、「努力」といった言葉や今辛抱し頑張れさえすればきっと良いことがあると言った言葉は好きです。逆に、楽とか、手抜きとか、諦めといった言葉は使いたくないなと思っています。

京都の右京税務署に統括官として出向したときに、砺波出身の署長から、富山の薬売りに伝わる言葉として教えていただいた言葉で、「楽すれば楽が邪魔して楽ならず、楽せぬ楽がはるか楽々（富山の七楽）」も鮮明に記憶に残っており、人生観としてあります。

姫野：山本五十六の名言はたくさんありますが、「男の修行」について教えてください。

署長：署長室の机の中にいつも入れているのですが、苦しいこともあるだろう。云い度いこともあるだろう。不満なこともあるだろう。腹の立つこともあるだろう。

泣き度いこともあるだろう。

これらをじっとこらえてゆくのが男の修行である。

という言葉で、嫌な事があっても、愚痴を言いたいなと思っても、ぐっと我慢することも必要かなと思っています。

姫野：この言葉は、どこで出会ったんですか。

署長：広島の呉にある大和ミュージアムに見学に行った先輩から教えてもらいました。私は、戦艦大和が好きで一度行ってみたいと思っていますが、残念ながら、まだ行っていません。

若野：趣味や余暇の過ごし方はどうでしょう

か。

署長：趣味といえるほど の趣味はありませんが、余暇の過ごし方としては、赴任地である税務署の管内の観光、旧跡の散策、イベント行事等に時間を持つては散策するようにしています。

特に、お城巡りなどその地域の歴史文化に触れて散策しています。

京都の右京税務署の時は、嵐山を自転車で神社仏閣巡りをしました。東京の玉川税務署の時は、税務署が世田谷区にあり、紅白歌合戦に応募しましたが外れました。滋賀の彦根税務署の時は、やっぱりお城が好きなんで彦根城のほか長浜城や福山城にも行きました。

高岡税務署管内は、過去から何回か散策していますが、昨年の春は、瑞龍寺、高岡大仏や高岡の伝統工芸などにも触れ、氷見うどんなどもおいしくいただきました。

夏には、雨晴海岸、海王丸パーク、勝興寺や高岡古城公園、美術館なども観光してきました。

春になったら、高岡古城公園の桜や高岡御車山祭も楽しみしております。

若野：高岡御車山祭は有名なのですが、私の地元の金屋町で、高岡鋳物づくりの基礎を開いた加賀藩二代藩主、前田利長公の遺徳をしのび、毎年6月19日、20日に「御印祭」が開催されます。金屋町一帯などで行われ、前夜祭踊りでは大人からこどもまでの約500人が、ボンボリに照らされた千本格子の町並みを踊り流し、金屋の町には弥栄節の「えんやしゃやっしゃい」という威勢のいい掛け声が響き渡ります。八尾



みたいな大きなものではないんですけども、税務署から近い場所ですし、ぜひご覧いただければと思います。

署長： 24時間ずっと踊られるのですか。

若野： 午後7時から1時間ぐらいで、地元の人とか子供も踊ります。

できれば参加していただければと思います。

北村： 高岡城の風水で言われていますが、勝興寺が表鬼門、瑞龍寺が裏鬼門としてふたつの国宝を線で結ぶと、その線は高岡城があった高岡古城公園を通ります。

瑞龍寺は、万が一の戦時に城を守る砦として、仏殿の屋根は、全部鉛でできています。

本堂は、お寺の状態と同じような橋組みにしてあり、神社と神道関係なしに神社でもあり、仏様を祀るところでもあるというような、万民を癒すというような作りになっています。

松村： せっかくの機会

なんで固い話になるのかもしれませんけど、税務行政の将来像等について聞かせていただけたらと思います。

署長： 皆様におかれましては、既にご承知のことと存じますし、昨年の研修会等の場でもご紹介させていただきましたように、国税庁の目指すべき

姿として「税務行政のデジタルフォーメーション 税務行政の将来像 2023」を公表しております。① 納税者の利便性の向上、② 課税・徴収事務の効率化・高度化、③ 事業者のデジタル化促進という3つの柱を掲げ、「税務行政のDX」を推進しております。

具体的には、キャッシュレス納付や添付書類の書面提出を不要にした ALL e-Tax の利用拡大、デジタルインボイスの普及などの取組を進めているところです。

その一環として源泉所得税については、e-Tax ホームページに「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が開設されており、便利になった納付方法を法人会の皆様にも是非お試しいただくとともに、法人の振替納税の廃止に伴うキャッシュレス納付への移行につきましてもご協力をお願い申し上げます。

このように、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」と

いう観点に加え、「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきたいと考えております。

北村： 最後に、法人会に対するご意見・ご要望等がございましたら、お聞かせください。

署長： 高岡法人会は、昭和27年に創立された伝統のある法人会であり、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、長きにわたり、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に取り組まれるとともに、各種研修会・講演会の開催をはじめ、会員による租税教室の開催や小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、公益法人として積極的に社会貢献活動を展開されておられます。

これもひとえに、牧田会長をはじめとする歴代の役員並びに会員の皆様方のたゆまぬ努力の賜物であり、そのご熱意とご尽力に対しまして心から敬意を表する次第であります。

私どもいたしましては、数々の税務行政の重点課題に取り組んでおりますが、重点課題の取り組みを推進していくためにも、高岡法人会の皆様方のお力添えは何よりも大きなものと考えております。

どうか引き続き、税務行政の良き理解者として、より一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、高岡法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしております。

北村： 本日は、大変お忙しいところ、長時間にわたっていろんなお話をいただき、ありがとうございました。署長のお人柄がよくわかる時間でした。高岡法人会は、会活動において、税務御当局のご指導・ご支援が不可欠でございますので、会員企業の健全な発展のため、研修会・説明会等への講師派遣や助言を引き続きお願いいたします。



小川署長略歴

平成29年7月	東京国税局玉川税務署 副署長
令和元年7月	福井税務署 特官（総合）
令和2年7月	金沢派遣国税庁監察官 監察官
令和4年7月	金沢国税局 人事第二課長
令和5年7月	大阪国税局彦根税務署 署長
令和6年7月	金沢国税局 会計課長
令和7年7月	高岡税務署 署長

第41回「法人会全国大会」高知大会

令和7年10月16日(木)、高知県民文化ホールに全国から1,600余名(当会から牧田会長他4名)の会員が集い、第41回「法人会全国大会」高知大会が盛大に開催されました。

当日は、全国から参加した会員を歓迎するため、第一部の記念講演に先がけて「よさこい演舞」が披露されました。

第一部では、元ローソン・ジャパン社長の都築富士男氏が「変化の時代の経営、危機をチャンスに」と題し記念講演を行いました。

第二部の式典では、主催者を代表して斎藤保全法連会長の挨拶のあと、江島一彦国税庁長官、西森裕哉高知県副知事、桑名龍吾高知市長から祝辞がありました。次に、令和6年度の会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進について顕著な成果を挙げた県連に対する表彰を行いました。続いて、全法連の飯野光彦税制委員長による「令和8年度税制改正に関する提言」の報告、昨年の「全国青年の集い」福井大会において、租税教育活動プレゼンテーションで最優秀賞を受賞した立川法人会青年部会による「租税教育活動の報告」及び健康経営大賞で最優秀賞を受賞した世田谷法人会青年部会による「健康経営活動報告」が行われ、「大会宣言」の後、次回開催地である茨城県法人会連合会の笹島津夫会長より招聘のプレゼンテーションが行われ、大会は滞りなく終了しました。



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国の財政は、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことから、長期債務残高が1,300兆円を超えるなど、さらに悪化することとなった。

昨年、日本銀行はマイナス金利政策を解除し、「金利のある世界」に回帰したが、今後も金利の上昇が続ければ、国債の利払い費も増えて財政を圧迫しかねない。財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

一方、経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの価格高騰を契機に消費者物価も上昇し、デフレ期からインフレ期への転換期に突入するなど国民生活や産業に大きな影響を与えている。

特に、中小企業の経営環境は深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により、厳しさが増している。さらに、米国のトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、経済の先行きを不透明にしている。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、日本経済の礎でもある。その中小企業の活性化を促進するためには、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。そのため、法人会は「中小企業の活性化に資する税制措置」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和7年10月16日

全国法人会総連合 全国大会

第39回「法人会全国青年の集い」山梨大会 「人は石垣 人は城」～光輝く未来のために～



令和7年11月20日、21日の両日、甲府市のYCC県民文化ホール、アイメッセ山梨に、全国の法人会青年部会員1,900余名（当会青年部会から山崎部会長ほか3名）が参集し、「第39回法人会全国青年の集い」山梨大会が盛大に開催されました。

初日は、YCC県民文化ホールにおいて、全国の各地域を代表する青年部会が「租税教育活動のプレゼンテーション」並びに「健康経営大賞」の発表を行いました。

二日目は、午前中、甲府記念日ホテルで、部会長サミットが開催され「会員拡大について」意見交換を行いました。

午後は、アイメッセ山梨に場所を移し、株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ代表取締役社長の佐久間悟氏の記念講演「プルヴィンチア（地方クラブ）の挑戦～フットボールクラブの枠を超えた存在と役割～」の後、記念式典が開催されました。

式典は、大木賢太郎大会会長の開会挨拶で始まり、主催者挨拶、来賓祝辞のあと、前日行われた租税教育活動のプレゼンテーション、健康経営大賞の結果発表・表彰が行われ、租税教育活動のプレゼンテーションの最優秀単位会の佐賀県鳥栖法人会の事例発表、健康経営大賞の最優秀単位会の神奈川県緑法人会、最優秀企業の富山市の株式会社 SUDACHI の事例発表があった。

続いて、部会員増強表彰、山梨大会宣言、大会旗伝達、次回開催地の島根大会（11月20日開催）PRがあり、大会は成功裡に終了しました。

第19回「法人会全国女性フォーラム」北海道大会 自然と女性の活力で笑顔いっぱい北海道。～明日をつなごう！未来につなごう～



令和7年9月18日（木）、札幌パークホテルにて第19回全国女性フォーラム北海道大会が、全国から約1,600名の女性部会員が集まり開催されました。

第一部の記念講演では、株式会社クリエイティブオフィスキュー代表取締役・プロデューサーの伊藤亜由美氏が「ストリーあるプロデュース～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり～」と題し講演がありました。

第二部の式典は、北海道法人会連合会女連協の泉みち子会長の歓迎の挨拶で始まり、主催者挨拶、来賓祝辞のあと、北海道法人会連合会女連協から活動事例発表がありました。

続いて、大会宣言、大会旗伝達、次回開催地の埼玉大会（令和8年4月16開催）PRがあり、大会は成功裡に終了しました。

その後の懇親会では、全国の女性部会の役員との交流を図るとともに、北海道ならではの海の幸やおいしいメロンを味わってきました。

また、式典会場の外では令和6年度の「税に関する絵はがきコンクール」で全国の応募の中から選ばれた作品が展示され、アイデアあふれる絵はがきを鑑賞しました。

当会からは、山田会長ほか5名が参加しました。

令和8年度 税制改正に関する提言（要約）

I. 税・財政改革のあり方

日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。こうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

(1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

(2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

(1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

(2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したのである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

(4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず魄より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

(3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

(4) 官業に対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。こうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される 法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円

以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ 1,600 万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 8 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。

③ スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和 8 年 3 月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 債却資産に対する課税の見直し

固定資産税における債却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦

略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

(1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点

強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

(2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）

の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

(3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に

限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

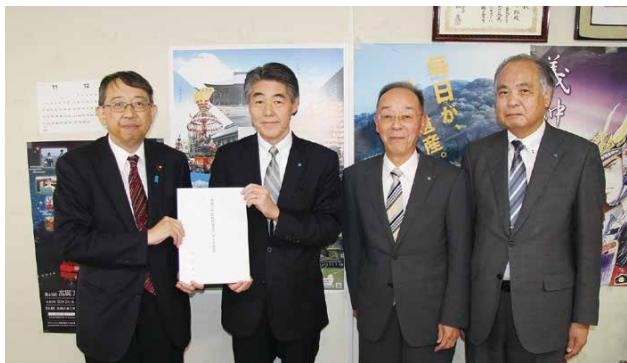
1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

～税を考える週間～ 国会議員・3市長へ提言書を持参!! 令和8年度 税制改正に関する提言

高岡法人会役員が、税を考える週間(11/11～17)にあわせ、国会議員・市長に税制改正について直接お会いし説明を行い、提言活動を行った。

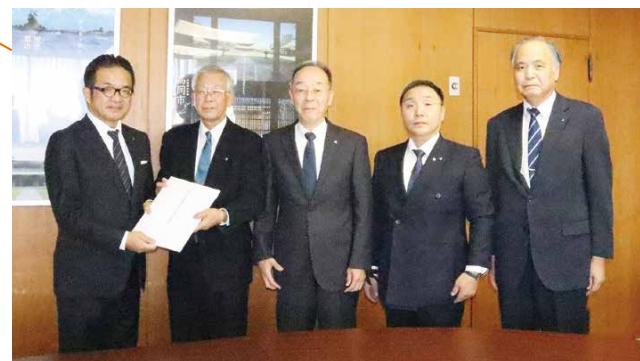


橋慶一郎衆議院議員(11月3日)
【於 高岡商工ビル】

牧田 和樹 会長
西村 博邦 副会長
坂井 昌彦 専務理事

出町 譲 高岡市長(11月17日)
【於 高岡市役所】

廣瀬 宏一 副会長
西村 博邦 副会長
北村 耕作 副会長
坂井 昌彦 専務理事



夏野元志 射水市長(12月8日)
【於 射水市役所】

林 和彦 副会長
坂井 昌彦 専務理事

菊地正寛 氷見市長(11月11日)
【於 氷見市役所】

清水 幸雄 副会長
坂下 明生 青年部会副部会長
山田 圭子 女性部会会長
坂井 昌彦 専務理事





令和7年度 納税表彰受賞おめでとうございます!!

令和7年度金沢国税局長納税表彰式が11月5日KKRホテル金沢にて、高岡税務署長合同納税表彰式が11月13日高岡市ふれあい福祉センターにて挙行されました。

この表彰は、多年にわたり納税道義の高揚と正しい税知識の普及、申告納税制度の発展に努められた方々に贈られるもので、次の方々が受賞されました。

金沢国税局長表彰

園 晶雄 様

(公社)高岡法人会 常任理事
立山電化工業株式会社 代表取締役社長



高岡税務署長表彰

頭川 俊一 様

(公社)高岡法人会 常任理事
菱富食品工業株式会社 代表取締役社長



山田 圭子 様

(公社)高岡法人会 女性部会長
平和交通株式会社 取締役



税を考える週間 特別講演会

令和7年11月12日(水)



外交政策研究所代表、立命館大学客員教授の宮家邦彦氏から「国際情勢と今後の日本経済に与える影響」と題して講演をいただきました。

宮家先生は、ガザやウクライナの紛争、トランプ外交、中国の海外侵略などの国際情勢や相応しい日本の戦略についてわかりやすくお話ししていただきました。

また、参加者からの質問にも丁寧にお答えいただきました。

法人会活動報告

改正税法研修会

令和7年9月5日(金)

- 【場 所】 富山県高岡文化ホール 小ホール
【講 師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 梅澤 あゆみ 氏
「法人税等の税制改正について」等
高岡税務署 個人課税第一部門統括官 高山 太氏
「所得税の税制改正について」
高岡税務署 法人課税第一部門 担当官
「年収 103 万の壁の改正について」



雇用管理研修会

令和7年9月26日(金)



- 【場 所】 富山県高岡文化ホール 小ホール
【講 師】 社会保険労務士法人アシスト人事 代表社員
社会保険労務士 宮本敦子氏
「人事労務担当者向け 社会保険の最新トピック」
～「年収の壁」支援、年金制度改革、マイナ保険証など～

決算期別研修会

- 【講 師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 梅澤 あゆみ 氏
【内 容】 ・決算における主な注意点（改正点含む）
・年収 103 万の壁の改正について
【開催日等】 令和7年9月29日(月) 8月～10月決算法人対象
令和7年12月4日(木) 11月～1月決算法人対象



法人税実務講座（中級）



- 【場 所】 富山県高岡文化ホール
【講 師】 税理士 油谷 奈津紀 先生
【開催日】 令和7年9月1日、10日、10月1日、8日
【内 容】 法人税・消費税・法人に関連する税金の基礎知識

年末調整説明会

令和7年11月26日(水)

令和7年度も、高岡法人会主催の年末調整説明会を開催しました。今年の年末調整では、基礎控除等の改正に関する事務を行う必要があるため、昨年と同様に330人を超える方が参加されました。

- 【場 所】 富山県高岡文化ホール 大ホール
【講 師】 高岡税務署担当者「年末調整のしかた」
「法定調書の作成と提出」
高岡市役所担当者「給与支払報告書の作成・提出」



所得税確定申告研修会

令和7年12月10日(水)



- 【講 師】 高岡税務署 個人課税第一部門統括官 高山 太氏
高岡税務署 管理運営部門統括官 吉田 有紀 氏
【内 容】 役員の所得税確定申告にあたっての留意点
キャッシュレス納付について

法人会活動報告

支部研修会

高岡・射水・氷見支部で次のとおり税務研修会を開催しました。

【高岡支部】 令和7年11月5日(水)高岡商工ビル

【射水支部】 令和7年10月23日(木)救急薬品市民交流プラザ

【氷見支部】 令和7年10月20日(月)氷見市ふれあいスポーツセンター

【講 師】 第一講座 高岡税務署長 小川 秀樹 氏

「税務行政におけるDXについて

～税務行政の現状と将来像～」

第二講座 高岡税務署法人課税第一部門担当官

「103万円の壁の改正について」



異業種交流視察研修旅行 新潟『日本三大渓谷 清津峡、越後湯沢温泉の旅!』



令和7年10月29日(水)異業種交流視察研修旅行で、黒部峡谷・大杉谷とともに日本三大渓谷の一つとして知られる「清津峡」へ行きました。川を挟んで切り立つ巨大な岩壁は全国に誇るV字形の大峡谷をつくり、国の名勝・天然記念物にも指定されています。

当日は、高岡駅を午前7時に出発し、11時40分に清津峡に到着。幻想的な光のトンネルを歩いて清津峡へ。トンネル最奥部にある「パノラマステーション」で写真撮影しました。ここは床に水が張られており、渓谷の絶景が水面に鏡のように映り込むことで、幻想的なリフレクション写真が撮影できました。

その後、越後湯沢温泉の「和みのお宿滝乃湯」でミニ会席を食べ、温泉にも入ってきました。

青年部会・女性部会活動報告

青年部会セミナー・女性部会税務研修会

青年部会は令和7年12月9日(火)、女性部会は令和7年12月3日(水)、小川秀樹高岡税務署長をお迎えし、「税務行政におけるDXについて～税務行政の現状と将来像～」と題し、お話をいただきました。多くの青年部会、女性部会員が熱心に聴講しました



租税教室



令和7年10月30日(木)、高岡市立福岡小学6年生を対象に、租税教室を行いました。

今年度は、青年部会・女性部会の役員が講師となって、カフートというアプリを使って税金クイズを行いました。

先生や児童からの評判が良かったことから、来年度もカフートを使った税金クイズの実施を考えています。

女性部教養講座

女性部会では、令和7年12月23日(火)、毎年恒例となったお正月のフラワーアレンジメント教室を開催しました。

藤牧由香先生のご指導のもと、参加者は自宅に飾る華やかなお正月アレンジを作りました。

和やかな雰囲気の中で交流も深まり、参加者からは「毎年楽しみ」との声も寄せられました。



女性部会活動報告

『税に関する絵はがきコンクール』

● 審査会

全国の法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、小学生高学年を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施しており、高岡法人会女性部会では、令和7年度、高岡市・射水市・氷見市の小学5、6年生から623点の応募がありました。

令和7年9月24日(水)の高岡法人会の審査会では、小川高岡税務署長、山崎法人第一統括官及び川原和美先生をお招きし、女性部会役員と一緒に50作品選出しました。

その後、10月3日に富山県連女連協、10月6日に北法連の審査会がありました。

審査の結果、高岡市立下関小学校の内田有彩さんが北陸三県(応募総数8,673点)の最高賞である「全法連女連協会長賞」と「富山県連最優秀賞」、同じく下関小学校の蔵野華さんが「高岡税務署長賞」と「富山県連入賞」に選ばれました。



● 入賞者表彰

令和7年11月5日(水)、高岡市立下関小学校を小川秀樹高岡税務署長と山田圭子女性部会長が訪れ、「全法連女連協会長賞」と「富山県連最優秀賞」に選ばれた内田有彩さんに山田会長から賞状と記念品を、「高岡税務署長賞」と「富山県連入賞」に選ばれた蔵野華さんに小川高岡税務署長と山田会長から賞状と記念品を贈呈しました。



内田有彩さん



蔵野 華さん

幼稚園等へ手作り雑巾を寄贈

女性部会は、地域に根付いた社会貢献活動の一環として、会員による手作り雑巾と研修会等で集めた未使用タオルを高岡市、射水市、氷見市の幼稚園、保育園等に寄贈しました。



高岡市 高岡市立西部保育園
令和7年8月28日(木)



射水市 大門きらら保育園
令和7年8月19日(火)



氷見市 ひみ中央こども舎
令和7年8月4日(月)

令和7年度

税に関する

絵はがきコンクール 優秀作品一覧

公益社団法人 高岡法人会女性部会

全法連女連協会長賞

県連最優秀賞



高岡市立下関小学校
6年 内田 有彩 さん

高岡税務署長賞

県連入賞



高岡市立下関小学校
6年 蔵野 華 さん

高岡法人会会長賞



高岡市立福岡小学校
5年 寺島 芽生 さん

高岡法人会女性部会長賞



射水市立大門小学校
5年 長澤 美歩 さん

高岡法人会優秀賞



高岡市立伏木小学校
6年 山 香涼 さん

入賞
県連特別賞



高岡市立高岡西部小学校
6年 佐賀 結月 さん

入賞



高岡市立戸出西部小学校
6年 橋場 仁奈 さん



高岡市立戸出東部小学校
6年 青島 紗奈 さん



高岡市立木津小学校
6年 北 結梨 さん



射水市立東明小学校
6年 山田 深智 さん

令和7年度は
高岡市・射水市・氷見市の小学5・6年生
から623点の応募がありました

～令和7年度～

中学生の『税についての作文』入賞者

共催：全国納税貯蓄組合総連合・国税庁／後援：公益財団法人全国法人会総連合 他

将来を担う中学生が、身近に感じた税に関すること、学校で学んだ税に関すること、テレビや新聞などで知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催で実施しています。

高岡税務署管内で表彰された方々は次のとおりです。

★★★『税についての作文』入賞者の方々 ★★★

★《公益財団法人全国法人会総連合会長賞》

「子どもの幸せのために」

高岡市立芳野中学校2年 九鬼 舞

★《高岡税務署長賞》

「安心な生活と税金」

高岡市立志貴野中学校3年 堀澤 悠人

★《高岡税務署長賞》

「安心を支えるために」

高岡市立伏木中学校2年 舟本 篤史

★《富山県知事賞》

「意味を込めて」

高岡市立高岡西部中学校2年 高田 裕姫

★《北陸納税貯蓄組合総連合会長賞》

「見えないお金と見えた思いやり」

高岡市立志貴野中学校3年 杉本 直都

★《富山県納税貯蓄組合総連合会長賞》

「図書室から見えた税金の力」

高岡市立芳野中学校2年 北村 和月

★《高岡税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞》

「命と生活を守る税金」

高岡市立高岡西部中学校3年 山室 陽生

★《北陸税理士会高岡支部支部長賞》

「税がつなぐ、万博と私たちの未来」

高岡市立志貴野中学校3年 江田 充希

★《高岡税務署管内青色申告会連合会長賞》

「税によって受け継がれる支え」

高岡市立志貴野中学校2年 古市 夏波

★《公益社団法人高岡法人会会長賞》

「「安心」を守る税」

射水市立大門中学校1年 奥 唯華

★《高岡間税会会長賞》

「日本の未来」

高岡市立高岡西部中学校3年 金井 智咲

令和7年度 中学生の『税についての作文』

公益財団法人全国法人会総連合会長賞

子どもの幸せのために

「まいちゃん、血液検査の結果があまり良くないから、もう一回検査しよっか」

これは、私が小学三年生のときに主治医に言われた言葉だ。そのときの私は心配よりも「また血を採るのいやだな」という気持ちの方が大きかった。たくさんの検査をしたが、原因は分からず、「また半年後ね」と約束をして診察を終え、病院の受付に向かった。

受付で貰ったものは明細書だけで、母はお金を払っていないかった。疑問に思った私は母に、「お金払わなくていいの？」と聞いた。母は高岡市が子どもの医療費を払ってくれているからお金を払わなくて良いということを教えてくれた。

私の住む高岡市では、十八歳の成人を迎えるまで医療費を助成してくれる制度がある。同じ富山県内でも、十五歳未満までという市町村があるそうだ。また他県では、就学前までを助成の対象にしているところが多いらしい。私は当たり前に受けていた治療や通院にかかる費用が、全て税金でまかなわれていたことに驚いた。高岡市には、約二万人の子どもが生活している。その医療費は年間を通すと相当な額になるのではなかろうか。

大人たちが必死に働いて得たお金から集められた税金。それによって元気な私が無料で検査をしてもらっていると考えると、少し申し訳ない気持ちになる。

高岡市立芳野中学校2年 九鬼 舞

しかし、そのおかげで親は安心して子どもを病院へ連れていくことができる。私自身、早期発見による治療を受けており、安心して普通の生活を送ることができている。もしあのとき、病院で検査をしていなかったら、適切な治療をうけられなかつたかもしれない。もし医療費の補助がなかつたら、親に金銭面の大きな負担をかけていたかもしれない。きっと、同じように感じている人はたくさんいるのだと思う。税金が、私たち子どもの健やかな成長を助けてくれており、子育てをする親の負担を軽くしてくれている。そして、未来への希望を持たせてくれている。

現在も私の通院は続いている。誰かが納めてくれた税で、発見することのできた一つの病気。治療を続けていけるのも、税金のおかげだ。

私は今、一つの夢がある。それは医療従事者になることだ。私のように病気のことで不安に思っている人を助けたい。もっともっと安心して医療を受けられる環境をつくりたい。このように夢を持つことができたのも税金のおかげだ。

いつかその夢が実現したとき、私は未来ある子どもたちのために税金を納めたい。支えられる側から支える側となり、胸を張ってこれから的人生を歩んでいきたい。

高岡税務署長賞

安心な生活と税金

令和6年1月1日の16時10分、能登半島地震が発生しました。最大震度七を観測した、僕が今まで体験した中で、一番大きな揺れでした。僕の家がある富山県高岡市では、震度五強の揺れでした。当時、年末年始をお父さんの実家で過ごすため、僕は新潟県にいましたが、震源地から少し離れた新潟でも震度五弱の揺れでした。

高岡市立志貴野中学校3年 堀澤 悠人

幸い僕たちがいたのは海から離れた場所でしたが、ニュースでは津波の情報が出ていて、僕たちの家は大丈夫か、親せきや友達は大丈夫か、今まで感じたことのない不安と恐怖を覚えました。

地震の影響で、新潟から富山に戻る高速道路は、がけ崩れにより一部通行止めになりました。その時見た崩れた塀、屋根瓦が落ちて割れている様子、ひ

び割れた道路、斜めになった道路標識などは今でも鮮明に覚えています。地震による揺れだけも大きな被害がありました。もしも大きな津波がきていたら、もっとたくさんの被害があったと思います。

地震の後僕が知ったのは、国や県、市が税金で様々な助けをしてくれるという事でした。

地震によって壊れた塀やがれき、電化製品や家具は災害ごみとして引き取ってくれること。住めなくなった家の解体・撤去費用などを補助してくれること。被災した方への見舞金や支援金。生活の支援にも手を差し伸べてくれること。様々なことに税金が使われることを知り、僕たちの生活は税金によって守られていると感じました。

しかし、一年以上経った現在でも、被害がひどかった地域では斜めになっている電柱を目にします。家と道路の間に段差ができているところもあります。細い道に入ると真っすぐではない道路もまだまだあります。もともと住んでいた家にまだ戻れない人もいます。まだブルーシートがかかった状態の屋根があります。

たくさんの人や場所が被害を受けたことで、助けがすぐに行き届かないこともあるかもしれません。でも、一人でも多くの人が少しでも早く平穏な日常に戻れるように、税金が困っている人の元にしっかりと届くように、僕たちにも出来ることがないか、考えていくべきと思いました。

高岡税務署長賞

安心を支えるために

高岡市立伏木中学校2年 舟本 篤史

皆さんは「税金を増やす」つまり「増税」と聞くとどう感じますか？たくさん的人は増税を前向きに受け止めづらいと思います。その理由は、大きく分けて二つあると考えます。一つ目は「自分の生活が直撃される」という感覚です。これは、給料などから手元に残るお金が減ったり、消費税などの増税は物価が上がったと感じたりするからです。二つ目は「本当にいい方向に税金が使われるのかという不信感」が絡んでいることです。これは、税金が必要なことに使われているのかわからなかったり、税金を納めても将来が良くなるのか不安だと感じたりするからです。

しかし、僕は時には増税は必要だと考えます。なぜかというと、現在、少子高齢化が進み、高齢者が増えています。そうすると高齢者の医療や年金、介護に必要な税金が増えているからです。それに加え、高齢者の生活を支える若い人の数は減っていくことが予想されています。だから、今のままの税の仕組みでは私たちの生活を支えることが難しくなっていくからです。さらに、今現在、高齢者の生活を支えている若い人でもいつかは支えられる側になります。僕は、自分の未来や今の高齢者の安心を支えるためにも時には増税も必要だと考えています。

前文を見て「それなら増税してもしかたないな」と思う人はそう多くありません。なぜなら、先ほど

述べた、増税を前向きに受け止めづらい二つの理由が絡んでいるからだと思います。増税を前向きに受け止めるためにはその二つの理由を取り除く必要があります。一つ目の理由の「自分の生活が直撃される」という感覚を取り除くには、「自分の生活が直撃される」感覚以上に「自分が税金を納めることで生活が安定している」感覚を覚えることが必要だと考えます。具体的に今の税金の使い方を変えてみることです。二つ目の理由の「本当にいい方向に税金が使われるのかという不信感」をなくすためにはみんなに、税金を管理している人たちに信頼を持ってもらうことが必要だと考えます。例えば、「今年は〇円の税金が集まり、〇円の税金を〇〇に使った」などの情報をより細かく詳しく公開することです。さらに、よりたくさん的人にその情報を知つてもらうために、学校などで税金の使い方を学ぶ授業を行うことなどが大切だと思います。

以上のことから、ぼくは自分の未来や今の高齢者の安心を支えるために時には増税も必要だと思います。そのために、税金が何に使われているのかを分かりやすく示したり、税金によって私たちの生活がどう良くなっていくのかを実感できるようにしたりする工夫が必要だと思います。未来の安心を得るためにには、今こそ税についてみんなで考えるべき時ではないかと思いませんか？

書かない ✕ 確定申告 // マイナンバーカードで 自宅からe-Tax



＼メリット たくさん♪／



自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

＼スマホでも
できちゃう♪／

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



国税庁 法人番号7000012050002



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

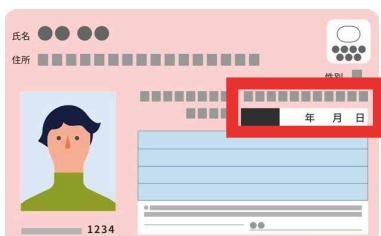


- ✓ マイナンバーカード※1
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



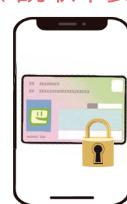
※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

令和7年分確定申告から、iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカードの詳細は[こちら](#)

／ 読取不要 ／



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、メニューから選択いただくと、税務職員ふたばが回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

R7.8

令和8年10月からのインボイス制度の変更点について

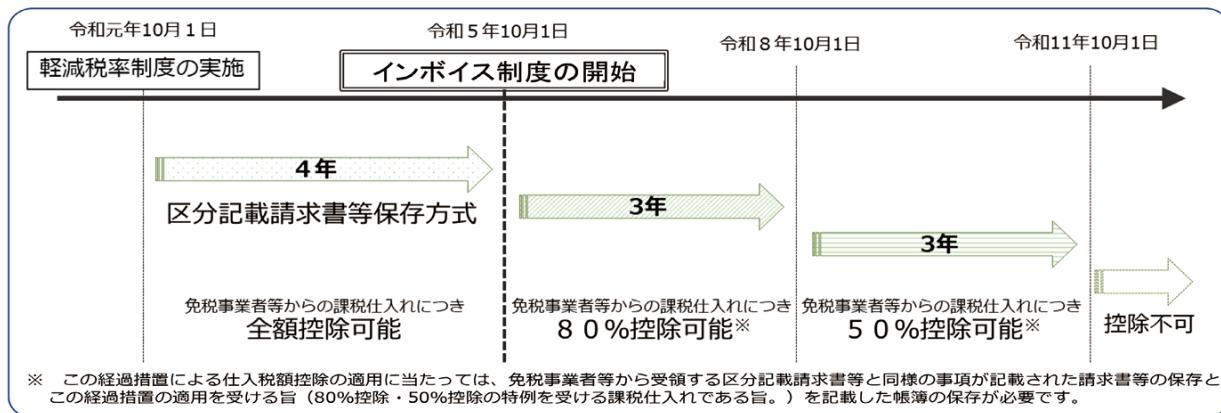
税理士 大和幸弘

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まってから2年余りが経過し、徐々に制度が定着してきました。この制度は、消費税の仕入税額控除を受ける際に「インボイス（適格請求書）」の保存が必要となるものですが、特に中小企業にとって、新しい制度への対応が大きな負担になると考えられていました。

こうした状況に配慮して、経過措置が講じられていますが、令和8年10月からこの経過措置が縮小・廃止される予定です。

■免税事業者との取引に係る経過措置

インボイス制度の導入にあたっては、取引先に免税事業者等が含まれる場合に急激な負担増が生じないよう、仕入税額控除に関する経過措置が設けられています。制度開始から6年間は免税事業者等からの課税仕入れについても、一定割合を控除できる取扱いとなっており、その割合は下図のように段階的に縮小されていきます。令和8年10月からは、控除割合が現行の80%から50%に引き下げられる予定です。



出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

■消費税の「2割特例」について

インボイス制度導入時に設けられた「2割特例」にも注意が必要です。

これは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった小規模事業者の負担を軽減する目的で導入されたもので、売上げに係る消費税額の2割を納付すればよいという簡易的な計算方式です。利用には特別な届出は不要で、2年間の継続適用などの制限もなく、毎年の確定申告時に選択できる柔軟な制度です。

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。法人の場合、令和8年10月1日以後に開始する課税期間からは、この2割特例の適用対象外となる予定です。自社の決算月によって適用可能期間が異なるため、注意が必要です。2割特例終了後は、通常の消費税の計算方式である本則課税か簡易課税のいずれかを選択していくことになります。

※ 本稿の内容は令和7年11月現在の制度・法令等に基づいて作成しています。

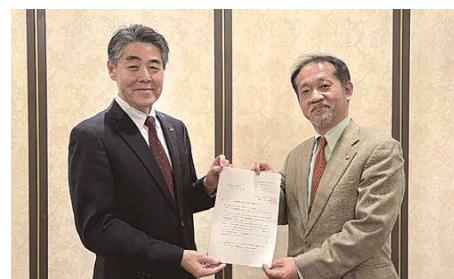
特例措置の延長が検討されているという報道もあり、今後内容が変更される可能性があります。

最新の情報は国税庁HP等でご確認ください。

～北陸税理士会高岡支部役員との懇談会開催～

高岡法人会では、北陸税理士会高岡支部役員と当会の正副会長との懇談会を令和7年12月19日(金)に開催しました。

懇談会では、牧田和樹法人会会長、崎山強高岡支部長の挨拶、税理士会高岡支部及び高岡法人会の活動状況について説明があったあと、牧田会長から崎山支部長へ「会員増強に対するご協力のお願い」文書を手渡し、税理士会高岡支部の税理士先生方に「法人会への加入勧奨」のお力添えを頂けるよう依頼しました。



新会員のご紹介

令和7年8月～

(敬称略)

法人名	代表者	法人名	代表者	
高岡市				
(株)菅野工業所	青木 宏真	(株)アラビアン	下 繁外	
(同)Y.S.B不動産	大坪 洋輔	(医)真生会	真鍋 恭弘	
(福)立野福祉会	樋口 久幸	(株)醉助代行	川波 正樹	
(同)やまと屋	長谷川絵莉	(株)古いち堂	古市 誠	
(株)ROKA STYLE	荒木 信幸	(株)協和建興	磯部 渉	
(弁)本田総合法律事務所	本田 隆慎	(株)Hatsuhana	江田 考輝	
(有)丸一	高井 俊博	射水市		
三和レンタリース(株)	村西 弘年	(株)JA 保険サービス	南 勇樹	
(有)北陸基礎技術工業	下村 一郎	(農)島尾営農組合	堀井 重則	
マルセ産業(株)	中林 浩文	瞳土建工業(株)	田組ひと美	
(株)四季彩の店一新堂	長井 繁典	(株)マエダ	前田優実子	
(株)ダルハン貿易商会	李 達喜	(株)福榮	梶 裕一郎	
(株)FREE INNOVATION	辻 真一	サンコー地所(株)	久保 健三	
賛助会員			小清水勝則	
タカタ硝子建材(高岡市)	高田 伸一	氷見市		
		(株)J A 保険サービス	南 勇樹	
		(農)島尾営農組合	堀井 重則	
		瞳土建工業(株)	田組ひと美	
		(株)マエダ	前田優実子	
		(株)福榮	梶 裕一郎	
		サンコー地所(株)	久保 健三	
		(有)樹形開発	小清水勝則	

新会員ご紹介のお願い

高岡法人会では、支部研修会、決算期別説明会、改正税法研修会、年末調整説明会、雇用管理研修会、セミナーや講演会の開催の他、全会員に「税制改正のあらまし」「わかりやすい年末調整実務のポイント」「会社取引をめぐる税務Q&A」「会社役員のための確定申告実務のポイント」等の冊子を送付しています。

また、会員交流を目的とした異業種交流視察研修旅行や、青年部会主催の税経セミナーや懇親会、女性部会主催の教養

講座や視察旅行も実施しており、法人会に加入する様々な業種の経営者と交流することができます。

さらに、厚生連高岡健康管理センターのP E T - C T 検診費用について法人会会員特典5%割引が適用されます。

会員の皆様には、取引先やお知り合いの方で、法人会に加入されていない方がおられましたら、ご紹介お願いします。

ご連絡は、事務局(0766-23-8855)までお願いします。

高岡税務連絡協議会 e-Tax 利用推進グッズ贈呈

高岡税務連絡協議会(会長 牧田和樹高岡法人会会長)は、令和7年10月27日(月)、e-Taxの周知と利用促進のため、マーカー付きボールペン4,000個を高岡税務署に寄贈しました。

高岡税務連絡協議会は、高岡法人会、北陸税理士会高岡支部、高岡税務署管内納税貯蓄組合連合会、高岡税務署管内青色申告会連合会、高岡間税会及び高岡小売酒販組合で構成されており、毎年、e-Tax 利用推進グッズを高岡税務署に寄贈しています。



福岡高校書道部書道パフォーマンス



高岡税務連絡協議会は、令和7年12月19日(金)確定申告をPRするための書道パフォーマンスを、あいの風とやま鉄道高岡駅にて行いました。

福岡高校書道部員8名が、縦3メートル、横6メートルの紙に、「税務署に行かなくていいんです」「スマホ申告」などe-Taxでの確定申告や「キャッシュレス納付」を呼びかける言葉を書きました。

高岡法人会第15回定時総会記念講演会のご案内



テーマ『優秀なリーダーの共通点』

■ 日 時／令和8年5月21日(木)

15時30分～17時00分

■ 会 場／ホテルニューオータニ高岡 4階

■ 講 師 / 元衆議院議員

金子恵美 氏

■ プロフィール

2000年に早稲田大学第一文学部卒業。

新潟放送勤務を経て、2003年にミス日本関東代表に選出。

村長だった父の遺志を継ぎ 2007年新潟市議会議員選挙に立候補。同年に当選。

新潟県議会議員を経験後、2012年に衆議院議員へ。

2016年には総務大臣政務官に就任し、放送行政、IT行政、郵政を担当。

10年間の議員生活を経て、現在は企業顧問とテレビコメンテーターなどを中心に活動中。

2022年ベストマザー賞を受賞。

■ 主な出演番組

TBS「サンデージャポン」、CX「Live News イット!」、EX「ビートたけしのTVタックル」

YTV・NTV「サタデー LIVE ニュース ジグザグ」「ここまで言って委員会」CX・KTV「Mr.サンデー」

CBC「ゴゴスマ」、TOKYO MX「堀潤 Live Junction」「激論サミット」

表紙説明

新湊漁港の昼セリ、カニ給食

新湊漁港は水揚げされる魚種や漁獲量も多く、県内でも有数の漁港です。

漁場から非常に近いことから通常の魚市場で行われている早朝のセリだけでなく、お昼にもセリが行われており『七時(などき)のセリ』と地元では呼ばれています。

9月に紅ズワイガニ漁が解禁になると、一昨年までは床にカニを置いて競りを実施しておりましたが、より新鮮で安全なカニをお客様にお届けするため、昨年から、暑さ対策、衛生面を考慮し、スノコの上もしくはタンクに入れての競り実施へ試験的に変更となりました。この昼セリは見学でき、セリ人と買い手の真剣なやりとりを間近に見ることができます。

また、射水市の小学校では年に一度、カニを丸ごと一杯食べられる全国でも珍しい給食が出されます。

給食に出されるカニは、大きさにバラつきがなく品質が良い物が選ばれ、6年生の子ども達一人ひとりに一杯ずつのカニが提供されます。

全国的に珍しいこの給食は、地元の子ども達にふるさとの特産物である紅ズワイガニを食べさせてあげたいと、新湊漁業協同組合の発案で2003年度から旧新湊市の中学校(8校)を対象に始まりました。そして、2005年の市町村合併後には射水市内すべての小学校(現在14校)に拡大。子ども達が地域の自然や食文化に関する理解を深める機会になっています。また、特色のある給食として県内外に情報発信することで、紅ズワイガニと射水市の知名度アップを狙いつつ、地産地消を推進しています。